

さいたま市立常盤小学校 PTA 会則

第1章 総 則

第1条（名称と事務局）

本会は、さいたま市立常盤小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条（組 織）

本会は、さいたま市立常盤小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。

第3条（目 的）

本会は、さいたま市立常盤小学校の保護者と教職員との協力及び、地域との連携により、児童の健やかな成長を助け、教育の充実に寄与し、併せて会員の研修と親睦を図ることを目的とする。

第4条（方 針）

本会は、教育を本旨とする民主的団体で次の方針に基づいて活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の宗教や政党に片寄ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 本会または本会役員等の名で、他のいかなる選挙候補者の推薦活動をしない。
- 4 自主独立であって、他の団体等の干渉を受けない。
- 5 学校の人事、その他管理運営等に干渉しない。

第5条（活 動）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 学校と家庭の密接な連絡を図り、児童の校外生活指導に努める。
- 2 教育環境ならびに教育施設の整備充実のための活動をする。
- 3 教育に必要な研究と調査の助成をする。
- 4 学校や事業委員会等と連携協働し、周年記念事業（5年毎、10年毎に）を行う。
実施にあたっては細則で別途定める。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事項について活動する。

第2章 会 員

第6条（会員の条件）

本会の会員は、次のとおりである。

- 1 本校児童の保護者
- 2 本校の教職員

第7条（会員の義務と権利）

本会の会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負う。

第3章 本部役員

第8条（本部役員）

本会に次の本部役員を置く。

- 会長1名 副会長3名（内1名は教頭とする） 書記2名
会計3名（内1名は教職員とする） 監査2名

第9条（本部役員の任期）

本部役員の任期は、定期総会から2年後の定期総会までの2年とする。1年ごとに副会長、書記、会計および監査は半数改選とする。ただし、再任も可とする。転居等で本部役員が欠けたときは、会員の中から補欠を充てる。補欠本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（本部役員選出方法）

会長、副会長、書記、会計および監査は当該年度の総会において会員中より選出する。ただし副会長の1名は教頭、会計の1名は教職員とする。本部役員選出は運営委員会で公示し、立候補ならびに推薦の届け出を受け付ける。受付終了後、本部役員により調整を行う。

第11条（本部役員の任務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を執行できないときは、その職務を代行する。
- 3 書記は議事を記録し、文書の事務に当たる。
- 4 会計は、会計の事務に当たる。
- 5 監査は会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第4章 専門委員

第12条（専門委員）

本会に次の専門委員を置く。
総務委員 広報委員 成人教育委員 校外安全委員 健康委員

第13条（専門委員の任務）

専門委員は、各専門委員会の構成員となってその任務に当たる。

第14条（専門委員の任期）

専門委員の任期は定期総会から次年度の定期総会までの1年とする。ただし、再任も可能とする。転居等で専門委員が欠けたときは、専門委員は原則として所属する学級から補欠を充てる。補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条（専門委員選出方法）

専門委員の選出は、次の方法による。

<保護者の場合>

原則、学級ごとにその学級の保護者から5名を選出する。
特別支援学級の場合は、その年度の状況に合わせて選出する。

<教職員の場合>

教職員の中から各専門委員会に1名ないし2名を選出する。

第5章 顧問

第16条（顧問）

校長は本会の顧問とする。校長は本会の会合に必要なに応じて出席し、意見を述べることができる。

第6章 会議

第17条（会議の種類）

本会の会議は、次のとおりとする。

総会 運営委員会 本部役員会

第18条（招集と議決）

運営委員会、本部役員会は会長が招集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第19条（総会）

総会は会長が招集し、毎年4月に開く。なお、必要によって臨時に開くことができる。総会においては当該年度の予算を審議決定し、会計会務報告をするとともに本部役員、専門委員選出についての承認を求める。総会は、出席者と委任状の合計が会員の過半数を以って成立することとする。議決は、出席者の過半数を以って成立する。

第7章 委員会

第20条（運営組織）

本会を運営するために、運営委員会と専門委員会を置く。

第21条（運営委員会）

運営委員会は会長、副会長、書記、会計および各専門委員会の正副委員長で構成し、次の事項を審議する。

- 1 事業計画案
- 2 予算・決算案
- 3 その他重要な事項の処理
- 4 専門委員会の計画と実施
- 5 年度途中に選出された本部役員、専門委員の承認

第22条（専門委員会の種類と任務）

専門委員会の種類と任務は、次のとおりとする。

<総務委員会>

P T A活動を円滑に行えるように連絡係とともに、教育環境ならびに教育施設の設備充実のため活動をする。

<広報委員会>

P T A会報「ときわ」の発行その他広報活動を行い、本会の動きを会員に伝えるとともに、会員が進んで本会の活動に参加するように働きかける。

<成人教育委員会>

会員のための成人教育を通して、会員相互の教養を高めるとともに、親睦を図る行事の計画と実施をする。

<校外安全委員会>

児童の校外活動を推進するために、教育環境の浄化や学校ならびに地域の交通安全に協力する。

<健康委員会>

会員の体力増進と児童の健康増進に努める。

第23条（専門委員会の構成）

専門委員は、すべていずれかの専門委員会に所属するものとし、総会で承認される。各専門委員会には委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は、専門委員の互選による。

第8章 会計

第24条（経費）

本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費の月額は、総会時に提示し、承認を受けるものとする。

会費はP T A会費と教育振興費がある。P T A会費は1会員当たり、教育振興費は児童1人当たり、月毎に別に定められた金額を納めるものとする。

第25条（会計処理）

本会の会計は、P T A会費と教育振興費とに分けて処理し、会計監査を1年に3回行うこととする。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は、一般会計年度による。

第9章 個人情報

第27条

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第10章 附 則

第28条（会則の変更）

会則の変更は総会の決議による。

第29条（細則等の制定）

本会運営のために必要な細則等は運営委員会により別に定める。

第30条（施行期日）

本会の会則は、さいたま市の制定ならびに平成14年4月1日より施行される完全学校週5日制による学校制度変更に伴い、平成14年3月7日、旧会則の全体委員会にて決議し、平成14年4月1日より施行することとする。

改正	平成17年	5月	1日
同	平成19年	5月	1日
同	平成22年	4月28日	
同	平成30年	4月21日	
同	平成31年	4月20日	

さいたま市立常盤小学校「PTA」細則

第1章 表彰ならびに慶弔・見舞い

第1条（表 彰）

本会は次に該当するものに対し、表彰し記念品を贈る。

- 1 会員で特に功労があった者
- 2 会員以外で本会に功労のあった者
- 3 記念品については、運営委員会で検討する。

第2条（慶弔・見舞い）

本会は次の各号に該当する者に対し、次のとおり慶弔・見舞いの意を表す。その他、会員および児童が災害等不慮の事故にあった場合等は、運営委員会で協議決定し、その程度により金額を定める。

- 1 会員が死亡した場合・・・・・・・・・・ 10,000円
- 2 児童が死亡した場合・・・・・・・・・・ 10,000円
- 3 教職員の配偶者が死亡した場合・・・・・・・・ 10,000円
- 4 教職員が結婚した場合・・・・・・・・・・ 5,000円

第3条

教職員の転退職については、次のとおり記念品を呈する。勤続1年の記念品代を基として、勤続年数に応じて加算した金額とする。ただし、事情に応じて、本部で協議決定する。

第2章 周年記念事業

第4条（周年記念事業）

本会の一層の充実発展を図るために地域と連携し、周年記念事業を行う。

- 1 周年記念事業は、5年毎に小事業(外部会場でのときわっ子コンサート等)10年毎に大事业(小事業に加え、式典、祝賀会、記念誌等含む)を行う。
- 2 周年記念事業の実施に伴い、事業の経費に充てるための周年記念事業積立金会計を置く。
- 3 周年記念事業積立金は、PTA会費と資源回収費等の収益金の一部を繰り入れ、PTA本部にて保管、管理する。

第3章 個人情報取扱規則

第5条（目 的）

本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第6条（責 務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第7条（管理者）

本会における個人情報の管理者は、副会長とし、会長がこれを任命する。

第8条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は本部役員並びに専門委員とする。

第9条（秘密保持義務）

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条（収集方法）

本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人または学校に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人または学校の同意を得る。

第11条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費、管理、本会活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布
- 2 委員会名簿の作成・運用
- 3 学校行事等の出席名簿、本会役員選出名簿

第12条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人または学校の同意を得ることなく、第11条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第13条（管理）

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に保管する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第14条（保管および持出し等）

- 1 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
- 2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第15条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第16条

個人情報を第三者に提供したときは、事項についての記録を作成し、保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 提供する対象者の同意を得ている旨

第17条（第三者の提供を受ける際の確認等）

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第18条（情報開示等）

本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第19条（情報漏洩等の対応）

個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である副会長及び会長に報告しなければならない。

第20条（研 修）

本会は本部役員及び専門委員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

第21条（苦情の処理）

本会は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第4章 附 則

第22条 本細則の変更は、運営委員会の決議による。

第23条 本細則は、昭和22年4月1日から施行する。

改正	昭和23年	4月	1日	改正	昭和35年	3月	13日
同	昭和25年	4月	1日	同	昭和44年	3月	7日
同	昭和26年	12月	16日	同	昭和50年	5月	8日
同	昭和28年	4月	26日	同	昭和56年	5月	8日
同	昭和31年	4月	1日	同	平成4年	5月	15日
同	昭和33年	3月	21日	同	平成14年	4月	1日
申合せ事項	(昭和33年3月21日)			同	平成17年	5月	1日
				同	平成22年	2月	15日
				同	平成26年	2月	19日
				同	平成30年	2月	21日